

ID: 463

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	図書貸出券の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第14条(第24条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	令和6年規則第56号		
【根拠条文】 (図書貸出券の更新) 第14条 前条に規定する誕生月を迎え、又は有効期間が過ぎた図書貸出券は、図書貸出券更新申込書を提出して有効期間の更新をしなければならない。 (個人貸出規定の準用) 第24条 第11条第2項、第12条第2項及び第15条から第20条までの規定は、団体貸出しについてこれを準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日